



2022年5月23日

各位

会社名 株式会社 帝国電機製作所
代表者名 代表取締役社長執行役員 頃安 義弘
(コード番号6333 東証プライム市場)
問合せ先 取締役常務執行役員総務本部長 村田 潔
(TEL: 0791-75-4160)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の当社第118期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2022年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月29日(予定)

以上

(別 紙)

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p data-bbox="300 421 807 483"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="300 488 807 792">第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="504 833 603 864">(新 設)</p> <p data-bbox="504 1281 603 1312">(新 設)</p>	<p data-bbox="1043 421 1142 452">(削 除)</p> <p data-bbox="852 833 1072 864"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="836 869 1350 999">第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="948 1003 1350 1245">②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="852 1281 935 1312"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="836 1317 1350 1559">第 1 条 定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="948 1563 1350 1805">②前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="948 1809 1350 1962">③本附則は、施行日から 6 カ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>